

# どんな対策があるの？

外来種による問題を防ぐためには、不注意で持ち込まれたり、野外に出てしまったりしないように予防すること、そして、野外に出てしまい生態系などに悪い影響を与えているものを防除（分布の拡大を防いだり、駆除したりすること）することが必要です。こうした対策を行うために、外来生物法という法律があります。

## 外来生物法で規制される事項



※これらの規制に違反をすると、最高で懲役3年、罰金300万円(個人)又は1億円(法人)が科される場合があります。

## 防除の取り組み

各地で様々な主体による防除がすすめられています。

### 例) マングースの防除

奄美大島では2025年まで、やんばる地域では2026年までの根絶を目指してマングースの防除が行われています。

奄美大島には1979年ごろに持ち込まれた30頭が、2000年にはおよそ10,000頭まで増え、小型の哺乳類を食べるなどにより、アマミノクロウサギなどのその島にしかない生きものの数が激減しました。2000年から環境省や関係する自治体などによる本格的な防除が始まり、2019年のマングースの数は10頭以下と推定されています。それと同時に、アマミノクロウサギなどの分布が回復してきていることが確認されています。



捕獲されたマングース



アマミノクロウサギ

### コラム3

## 外来生物法

(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)

この法律では、海外から日本に持ち込まれた外来種のうち特に被害の大きいものを「特定外来生物」に指定し上記の事項を規制しています。また、既に野外に定着している特定外来生物については必要に応じて防除をすることとして、対策を推進しています。外来種による生態系、農林水産業、人の生命・身体への被害を防止するために制定され、平成17年から施行されています。